

委員会発案第 3 号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合引上げを図るための令和 4 年度  
政府予算に係る意見書の提出について

教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合引上げを図るための令和 4 年度政府予算  
に係る意見書（案）を、地方自治法第 109 条第 7 項及び由利本荘市議会会議規則第 14  
条第 2 項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 3 年 6 月 17 日提出

由利本荘市議会議長 三 浦 秀 雄 様

提出者 由利本荘市議会教育民生常任委員会  
委員長 小 松 浩 一

(別紙)

教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合引上げを図るための令和4年度  
政府予算に係る意見書(案)

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編成基準が段階的に35人に引き下げられる。さらにきめ細かな教育をするためには、30人学級の実現が必要である。また、文部科学大臣が国会答弁で言及したように、35人学級が小学校だけにとどまるのではなく、中学校・高等学校での早期実施が必要である。

学校現場では、通常の業務に加え、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業や登校前の検温などへの対応によって、体力的にも精神的にも教職員が追い込まれる状況が生み出されている。

そもそも、新型コロナウイルス感染症対策による影響がなくても、学校現場における課題は複雑化・困難化している。子供たちの豊かな学びを実現するため、教職員が人間らしく働くため、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠である。そのためには、教職員一人一人の業務負担を軽減する必要がある、教職員定数改善が最重要課題である。

令和4年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

記

1. 子供たちの教育環境改善及び教職員の働き方改革のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。また、中学校・高等学校における35人学級を実施すること。
2. 自治体で国の標準を下回る「学級編成基準の弾力的運用」の実施ができるよう、十分な加配措置を行うこと。
3. 教育の機会均等と水準の維持向上を図り、地方財政を確保するため、義務教育費国庫負担割合を引き上げること。

令和3年6月 日

衆議院議長 様  
参議院議長 様  
内閣総理大臣 様  
総務大臣 様  
財務大臣 様  
文部科学大臣 様

秋田県由利本荘市議会議長 三浦秀雄